

医療的ケア児に関する国の考え方 と本県の対応状況について

岩手県保健福祉部
障がい保健福祉課

医療的ケア児に係る国の制度等の概要

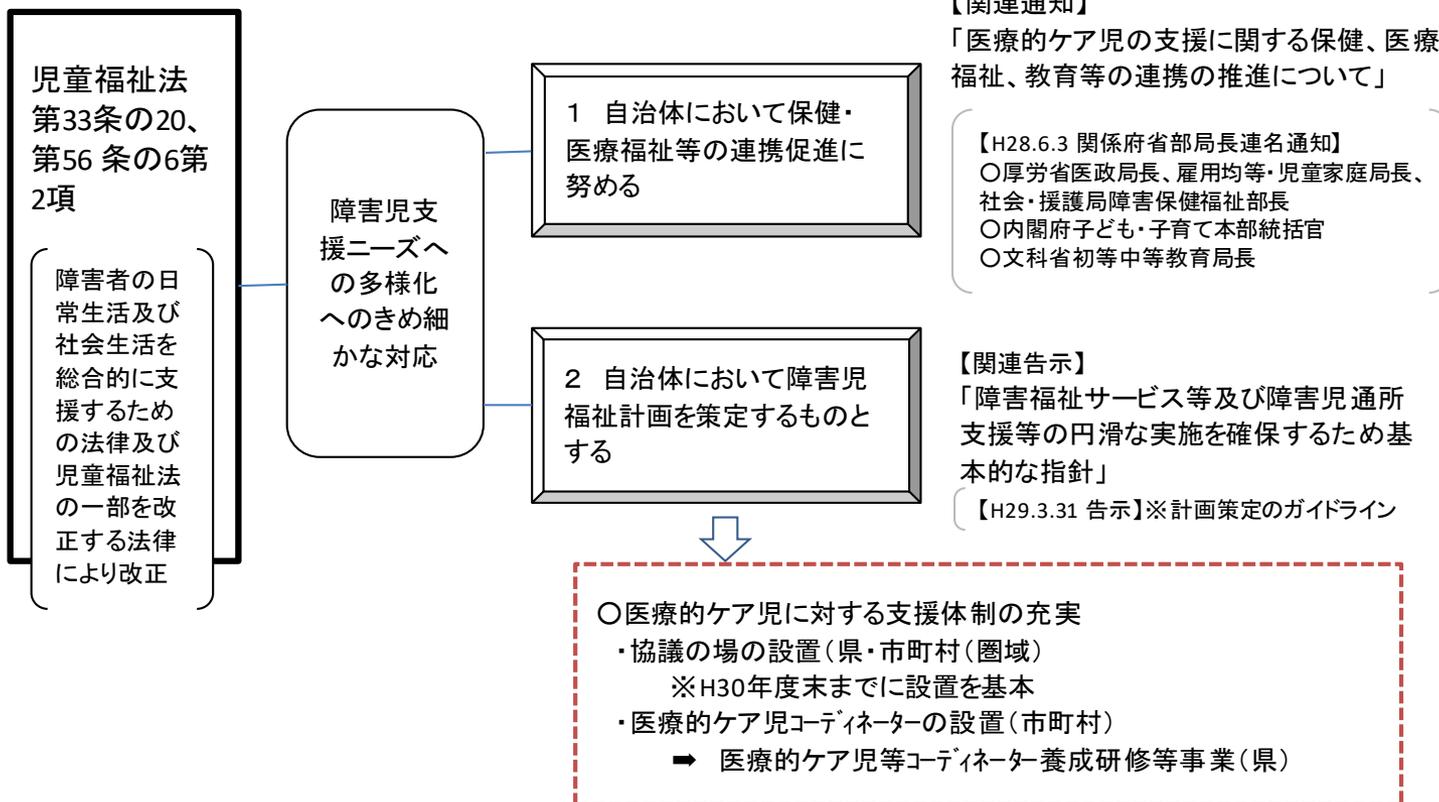
児童福祉法の改正

第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

第56条の6第2項

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない。



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する(自立生活援助)
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する(就労定着支援)
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減(償還)できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日(2.(3))については平成28年6月3日施行)

地域における医療的ケア児の支援体制の整備

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加。
- 平成28年5月25日成立・同年6月3日公布の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、地方公共団体に対し、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務を規定(児童福祉法第56条の6第2項)(本規定は公布日施行)
- 「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」(平成28年6月3日関係府省部局長連名通知)を地方公共団体等に発出し、連携体制の構築を推進。

地方公共団体	
保健	医療
障害福祉	保育
教育	その他

医療関係

- 訪問診療や訪問看護等医療を受けながら生活することができる体制の整備の確保
- 小児在宅医療従事者育成のための研修会の実施 等

障害福祉関係

- 障害児福祉計画等を利用しながら計画的な体制整備
- 医療的ケアに対応できる短期入所や障害児通所支援等の確保 等



関係機関等の連携

- 協議の場の設置
- 重症心身障害児者等コーディネーターの配置 等

保健関係

- 母子保健施策を通じて把握した医療的ケア児の保護者等への情報提供 等

保育関係

- 保育所等、幼稚園、認定こども園における子どもの対応や保護者の意向、受入体制などを勘案した受入や医療的ケア児のニーズを踏まえた対応 等

教育関係

- 学校に看護師等の配置
- 乳幼児から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備
- 医療的ケアに対応するための体制整備(看護師等の研修)等

地方公共団体の関係課室等の連携

- 関係課室等の連携体制の確保
- 日頃から相談・連携できる関係性の構築
- 先駆的に取り組んでいる地方公共団体の事例を参考としつつ推進 等

障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する等の見直しを行う。

※ 現在、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについては、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村が障害福祉計画を策定し、サービスの種類ごとの必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標等を策定。

具体的内容

【基本指針】

- 厚生労働大臣は、障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める。

【障害児福祉計画】

- 市町村・都道府県は、基本指針に即して、障害児福祉計画を策定する。

（市町村障害児福祉計画）

- ・障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

（都道府県障害児福祉計画）

- ・障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・都道府県が定める区域ごとに、当該区域における各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・各年度の障害児入所施設の必要入所定員総数

※上記の基本指針、市町村障害児福祉計画、都道府県障害児福祉計画は、障害者総合支援法に基づく基本指針、市町村障害児福祉計画、都道府県障害児福祉計画と一体のものとして策定することができる。

- 放課後等デイサービス等の障害児通所支援や障害児入所支援については、都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき（計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等）、都道府県は事業所等の指定をしないことができる。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (医療的ケア児に関する部分抜粋)

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

項目	内容
四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	<p>4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備</p> <p>(一) 重症心身障害児に対する支援体制の充実 重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図る。</p> <p>(二) 医療的ケア児に対する支援体制の充実 医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるように、障害児支援等の充実を図る。さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要である。なお、この場においては、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していくことが必要である。</p> <p>加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することが必要である。このコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担っている。なお、市町村単独での配置が困難な場合には、圏域での配置であっても差し支えない。</p>

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

項目	成果目標
五 障害児支援の提供体制の整備等	<p>○平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。</p> <p>○平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。</p>

医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業※地域生活支援促進事業(都道府県・指定都市)

(項) 障害保健福祉費

(目) 地域生活支援事業費等補助金

平成30年度要求額：68,139千円

目的

○ 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や重症心身障害児等（以下「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するとともに、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。

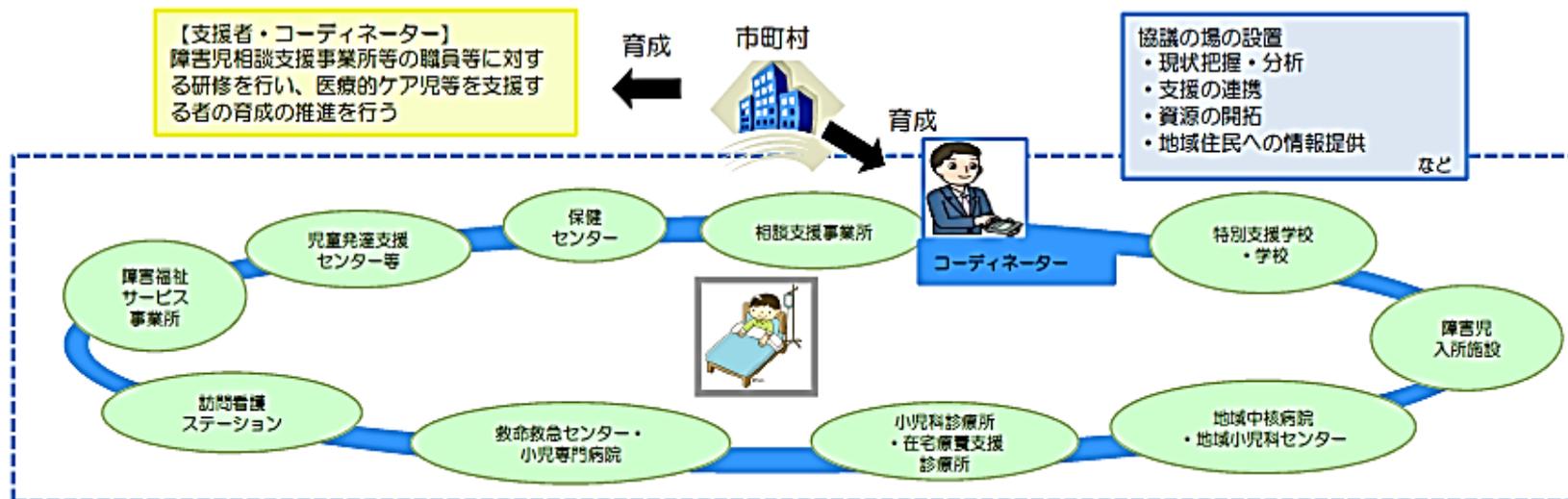
事業内容

(1) 医療的ケア児等を支援する人材の養成

地域の障害児通所支援事業所、保育所、放課後児童クラブ及び学校等において医療的ケア児等への支援に従事できる者を養成するための研修や、医療的ケア児等の支援を総合調整する者（以下「コーディネーター」という。）を養成するための研修を実施する。

(2) 協議の場の設置

地域において医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場を設置する。協議の場では、現状把握・分析、連絡調整、支援内容の協議等、地域全体の医療的ケア児等の支援に関する課題と対応策の検討等を行う。



岩手県障がい者プラン(抜粋) 平成30年3月策定

4 多様な障がいへの対応

①重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者への対応

A連携体制の構築

- ・保健、医療、福祉、保育、教育等の関連分野が連携を図るための**協議の場を設置し、共通理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築の上、身近な地域において必要な支援が受けられるよう、体制の整備を図ります。**
- ・重症心身障がい児・者及び**医療的ケア児・者支援に携わる支援者の育成を通じ、支援の充実を図ります。**

イ身近な地域における支援の充実

- ・身近な地域で必要な支援が受けられるよう、市町村や関係機関と連携し、**地域における課題整理や支援体制の充実を図ります。**
- ・特に、在宅の重症心身障がい児・者が多い盛岡圏域においては、早期の支援体制の充実を図ります。

岩手県障がい者プラン

第1期岩手県障がい児福祉計画(抜粋)

4 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(2)障がい児支援

④ 特別な支援が必要障がい児に対する体制の整備 特別な支援が必要障がい児に対する体制の整備

ア 重症心身障がい児及び医療的ケアに対する支援体制の充実

・重症心身障がい児及び医療的ケア児が身近な地域で支援を受けられるように、**地域における課題の整理や支援体制充実**を図ります。

・また、保健、医療、福祉、保育、教育等の関連分野が**連携を図るための協議の場を設置**し、共通理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築の上、身近地域において必要な支援が受けられるよう、体制の整備を図ります。

・加えて、医療的ケア児に対する関連分野の**支援を調整するコーディネーターの配置**を市町村に働きかけます。

(3) 相談支援

② 自立支援協議会を中核とする関係機関の連携の推進

・また、障がい者等が安心して地域に住むことができるよう、自立支援協議会と居住支援協議会との連携に努めるとともに、発達障がい者又は発達障がい児(以下「発達障がい者等」といいます。)や重症心身障がい児者、医療的ケア児、高次脳機能障がい者及び難病患者等への支援体制の整備に向け、**県自立支援協議会において、発達障がい者支援センターや高次脳機能障がい支援拠点、難病相談支援センター等の専門機関と連携し、検討を行います。**

1. 基礎情報

岩手県重症心身障がい児・者及び医療的
ケア児・者支援推進会議で
岩手県の支援体制を検討

①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	9圏域
②	人口（H29.10）	1,254,807人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	岩手県重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数（H29.9）	0人 ※県独自実施研修の修了者数：30人
⑤	医療型短期入所事業所数（H29.9）	5箇所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）（H28.10）	約14箇所（14箇所）
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）（H29.9）	13箇所（12箇所）
⑧	訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）（H28.10）	85箇所（28箇所）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）（うち医療的ケア児に対応できる保育所数）（H28.4）	43.1%（143/328箇所）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H29.5）	55名
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H29.5）	39名
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（H29.5）	4名

2. 重症心身障がい児・者・医療的ケア児・者支援の取組概要

- 1 岩手県重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議の設置
(平成30年度～、実施主体:県)
重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者の課題を抽出し、その解決を図るための方策等を検討するため設置した。
※平成28年度からの岩手県重症心身障がい児・者支援推進会議を強化・拡充
- 2 岩手県療育センターの移転改築
超重症児(者)等に対応した県内の療育拠点として、平成30年1月5日に新センターとして移転開設した。
- 3 在宅超重症児(者)等短期入所受入体制支援事業の実施
(平成29年度～、実施主体:県、市町村)
医療的ケアを必要とする在宅の超重症児(者)及び準超重症児(者)を介助する家族の精神的・身体的負担の軽減に向け、短期入所の充実を図るため補助事業を実施した。
- 4 実態調査の実施(平成27年度、実施主体:県)
重症心身障がい児・者の今後の入所や在宅での支援を検討する上での基礎資料とするため、実態調査を実施した。
平成30年度において、医療的ケア児・者も対象に調査を実施

5 支援者育成事業の実施(平成27年度～、実施主体:県)

重症心身障がいについて、医療と福祉の連携による支援を担う人材を育成するために、看護職員等向けの研修と相談員等向けの研修を県内9障がい保健福祉圏域で実施。

6 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(療養生活支援事業)の実施

在宅で療養する小慢児童等のうち、医師の診断により人工呼吸器又は体外式補助人工心臓等を装着している者で、一時的に在宅療養が困難になった場合に、医療機関において一時的な預かりを行うための事業を実施。

7 特別支援学校医療的ケア体制整備事業に係る研修会(実施主体:県)

医療的ケアに関する基礎的な理解と知識を確認するとともに、各校における取組の成果と課題等について協議するなど、医療的ケアを必要とする児童生徒に対する適切なケアに向けて、医療的ケア実施校の任用看護師及び医療的ケア担当教員等を対象に実施。

8 岩手県教育支援委員会の開催(兼医療的ケア運営協議会)(実施主体:県)

医療的ケアの適切な実施に向け、看護師等の配置、特別支援学校と医師及び医療機関の連携協力、医療安全に関する指針の提示など総括的に管理する体制整備を推進。

9 医療的ケア児に係る庁内連携会議(仮称)を設置(平成30年度～)

医療的ケア児に係る施策を所管する県庁内の課室間の連携強化を図る。